

請願第 2 号

長崎市住民投票条例の制定に関する請願書

令和 3 年 11 月 26 日

長崎市議会議長

井 上 重 久 様

請 願 人

住所 長崎市文教町 1 番 14 号
長崎大学水産学部藻類増殖学研究室

氏名 桑 野 和 可



連絡先




紹介議員

長崎市議会議員

氏名 幸 大助 

同

氏名 中西 敦信 

同

氏名 印

同

氏名 印

同

氏名 印

長崎市住民投票条例制定に関する請願

《請願の趣旨》

地方自治制度・自治基本条例で規定することが出来る常設型住民投票制度は、日本国憲法の理念である「主権在民」「基本的人権の尊重」「平和主義」を市政に確立させ、民主主義社会の根幹である「人民の人民による人民のための政治」という長崎市民の間接民主政治を補完する重要な制度です。

更に、市政の重要事項については、その概要や趣旨を市民に周知徹底させ、住民投票により市民の意向を把握し、その民意を市議会や市長の意思決定に反映させることができる地方自治における大切な仕組みです。

その上、この住民投票制度は、将来に亘って本市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、必然的に市民の意思を直接確認することができるという「住民参画の大きな1つの手法」であることは市民の誰もが認めるところです。

平成27年12月1日（6年前）に長崎市は、「基本条例長崎市条例第39号・長崎市よかまちづくり基本条例（以下、基本条例と云う）」を施行しました。

この条例は本市の根幹をなす自治基本条例であり、本市の現在・未来のまちづくりのルールを市民みんなで共有し、まちづくりを進めていくためのものです。

この条例には、「すべての市民が安全・安心に暮らし、地域や人のつながりを大切にすまち」「この条例を制定することにより、市民、市議会及び行政などあらゆるまちの担い手である私たち（市民）がそれぞれの強みを活かし、役割を果たしながら、みんな（市民）でまちづくりを進めていきます。」とあります。

そして、第3条「まちづくりの基本理念」、第4条「基本原則」、第5条「市民の役割」の中では、「情報の共有」・「積極的なまちづくり参画」・「積極的な協働」、等々の文言を重複させてまで、「市民がまちづくりに主体的に参画すること」を市長と市議会は指示し、市民に強く求めています。

しかし、その「市民の主体的な市政への参画」を徹底的に妨げているのは、平成28年5月から平成30年11月の短い間に5回の住民投票条例請求に反対し、議案を否決に追い込んだ「市長と市議会」ではなかったでしょうか。基本条例の骨子である「市民のまちづくり参画の魂」を市民から奪わないでください。

常設型の住民投票制度は市長や市議会の反対や否決により「潰されたり」「邪魔されたり」「頓挫させられたり」することなく、市政における重要事項について、市民・市議会・市長が一体となり、その概要や趣旨を市民に広く周知徹底させながら、市民全体がその理解を深めた上で、市民の一人ひとりが投票によってその意向を確認することを意味し、市民自らの意思で、市民自らが主体的な街

づくりに参画できるという大変に有意義な制度です。

令和元年6月24日、市議会定例議会(以下、定例会と云う)が開催されました。その施政方針演説の中で、市長は「市政運営上の重要事項について、市民の皆さんの意志を確認し、市政に反映させるため常設型住民投票条例を制定します」と発言しました。

この事により、市長は長崎市常設型住民投票の制度設計をするために、新たに委員8名による第三者機関「長崎市常設型住民投票制度検討審議会(以下、審議会と云う)」が設置されました。

第1回目の審議会は令和元年8月30日に開催され、同年9月10日に第2回目、11月19日に第3回目、11月25日に第4回目と開かれ、12月19日の第5回目の審議会では常設型住民投票制度検討報告書(案)の検討がなされています。初回から4ヵ月後の同年12月26日には「長崎市住民投票制度の検討結果の報告書」を、審議会は市長に提出しています。

令和元年7月5日の6月定例会においては、総務委員会(以下、委員会と云う)で条例の審議、7月9日には制定に関する陳情の審議がなされています。

令和元年9月13日の9月定例会では委員会の所管事項調査として、常設型住民投票条例について総務部総務課長(以下、課長と云う)が説明し、その後に委員による議論が交わされています。

令和元年10月29日、長崎市議会議長は「議会内で出された意見」として市長に意見書を提出し、その後、審議会がその意見書を市長から受け取っています。

令和2年3月5日の2月定例会において、課長が委員会の所管事項調査として、審議会の最終検討結果を報告しています。

その1年半後の令和3年9月定例会において、第97号議案・長崎市住民投票条例(以下条例と云う)案が上程、9月7日の委員会において審議がなされ、修正案が提出者1名、賛成者4名の委員により総務委員長(以下、委員長という)に提出されました。委員会の採決の結果、賛成多数で修正案は可決されました。

その修正の内容は「住民投票の成立要件等」と記し、第27条 住民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者の総数の2分の1に満たない場合は、成立しないものとする。この場合において、開票作業その他の作業は行わない。

「投票の結果等」第28条 市長は、前条の規定により住民投票が成立しなかった場合、または住民投票が成立し、当該住民投票の結果が確定した場合は、速やかにこれを告示し、その内容を請求代表者に通知しなければならない。との

下線が引かれている修正文が条例の中に付け加えられ、市長が上程した条例案に新たな規定が挿入されました。

令和3年9月10日の9月定例会の本会議において、委員長より第97号議案・長崎市住民投票条例等の報告がなされました。

委員長の報告後に、議長の下で質疑、討論に入り、まずは修正案の採決が行われ、起立多数で修正案を可決、次に原案が諮られ原案も可決されています。

しかし、市民代表と有識者からなる審議会は、議論の結果として「住民投票の成立要件については投票率による成立要件は設定しない。」としています。

「過去5回の住民投票請求に反対し、議会も否決した」という市民への「自戒と反省」の上に立ち、市長は審議会の結論を是として、市民の発議に要する署名数を「有権者数35万人の6分の1」という長崎市民にとっては高いハードルに設定し、住民投票の成立要件について「投票率は設定しない」とし、市長は原案を提出したものと考えられます。

本会議の委員長報告では、修正案の内容として、「低い投票率の案件に対する結果を公表することによる市政の混乱を避けるために不成立の場合は開票しないことを規定するものである」との報告がなされていますが理解できません。

「住民投票による市政の混乱」とは、どのような混乱を示されているのですか？

委員会の原案修正の理由は、「市政の重要な判断をするためには市民の関心がどれだけ高いかを改めて確認することが必須であり、住民投票が成立するための要件として投票率を設け、一定数（投票率50%）以上の市民が投票で意見を表明した場合に結果を尊重する必要がある」と記されています。

地方自治における二元代表制の片翼を担う市議会は、市民に寄り添い、市民の立場に立ち、市長・行政に厳しく対峙し、議会の権能を遺憾なく発揮し、その役割を市民のために尽くすことが肝要です。

市長と議会の手により設置された「市民代表と有識者による審議会」は「投票率による成立要件は設定しない」という最終の審議の結果を示しています。

そして、市長でさえ「市民の代表が審議会で決定した審議の結果」をベストとして、「投票率を成立要件に設定しない」で原案を議会に提出しています。

しかし、先にも記した通り、市長が上程した原案に対し、市議会の総務委員会においては、委員5名が「市民投票条例には投票率50%（17万5千人）以上を成立要件として設けるべきである」との修正案を提出し、委員会で可決、本会議においても「修正案」、「原案」、ともに可決されています。

この事は、市民として到底納得できるものではありません。

《請願項目》

長崎市住民投票条例は令和4年4月1日から施行される事になっています。令和3年9月議会に可決された条例の内容は、『(住民投票の成立要件等)とし、第27条 住民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者の総数の2分の1に満たない場合は、成立しないものとする。この場合において、開票作業その他の作業は行わない。

(投票の結果等)第28条 市長は、前条の規定により住民投票が成立しなかった場合、または住民投票が成立し、当該住民投票の結果が確定した場合は、速やかにこれを告示し、その内容を請求代表者に通知しなければならない』と、市長提案の原案に下線が引かれている部分を付け加え、市長が策定した条例案に、新たな規定が挿入されて可決されました。

しかし、新たに予算が計上され、議会の承認で設置された長崎市常設型住民投票制度検討審議会における住民投票の成立要件の審査では「投票率による成立要件は設定しない」との議論の結果が提出されています。

審議会は市民代表と有識者で構成された市議会公認の組織です。

議員が議会の権能や議員の役割や職務を投げ捨ててまで結成させた組織です。

「主権は在民」です。主権者が出した結論に議会が修正をかけるなど有ってはならないことです。

市長が第97号議案として提出した原案においても「投票率による成立要件」は設定されていません。

よって、長崎市議会におかれては、上記の長崎市住民投票条例の第27条と第28条における下線部分のすべての文面を削除し、その規定を廃止することをお願いいたします。